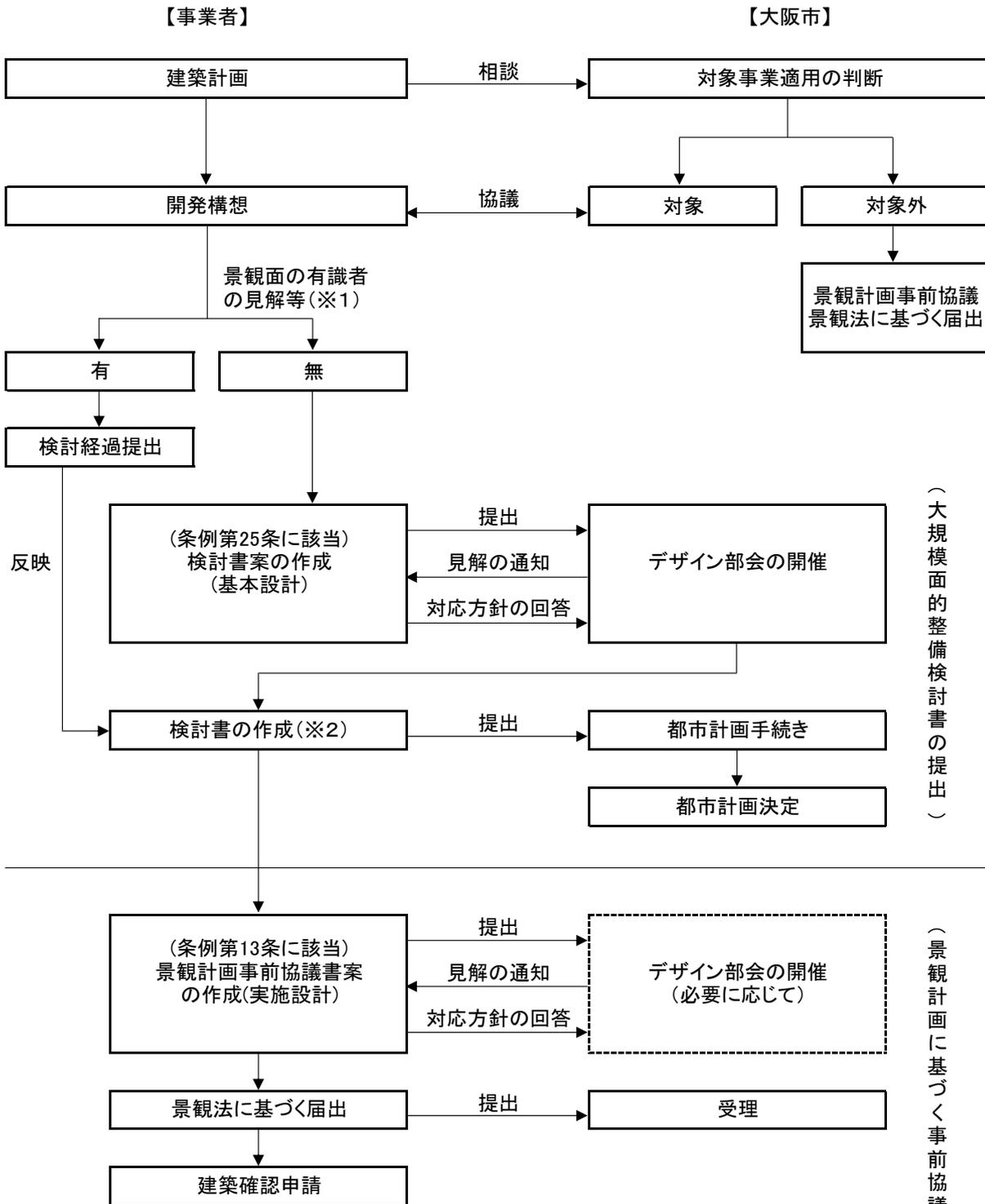


大規模面的整備検討書の手続きの流れ



（大規模面的整備検討書の提出）

（景観計画に基づく事前協議・届出）

（※1）他の委員会（有識者含む）で景観面の検討を行ったものやコンペで決定したものは、デザイン部会に諮る必要があるか事前に確認してください。

（※2）当初提出した検討書の「検討書に記載する事項2, 3」において、内容の変更がある場合は、変更の手続きが必要となります。